

## 《従業者割の課税標準》

従業者割の課税標準は、静岡市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業員に支払われた従業者給与総額です。  
(法 701 の 31 ①-3, 法 701 の 40 ①)

### 従業者給与総額とは

事業所等の従業者（役員を含む）に対して支払われる俸給・給料・賃金・賞与・扶養手当・住宅手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物支給等をいいます。

ただし、退職金・年金・恩給等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で、所得税における「給与等」に該当しないものは含まれません。

### \* 障害者および年齢 65 歳以上の従業者

障害者（住民税・所得税における障害者の意義、範囲に同じ。）および年齢 65 歳以上の者（役員は除く）については、従業者数に含めません。  
(法 701 の 31 ①-5)

### \* 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。  
(法 701 の 31 ①-5)

**雇用改善助成対象者・・・年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、下表に掲げる国の雇用に関する助成に係る方**

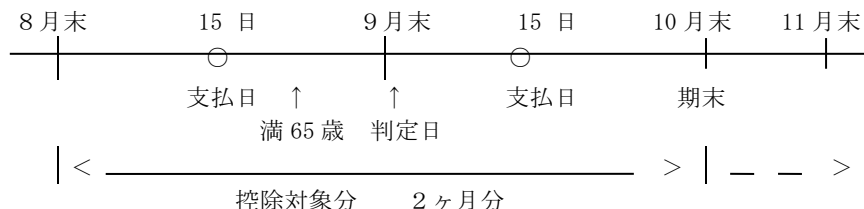
雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた方で、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
雇用奨励金の支給に係る方で一定の者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

(注) 年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況をいいます。

なお、給与等が支払われる時の現況とは、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の現況をいいます。

[例] (給与控除の判定) 10 月決算法人の場合（平成 25 年 4 月 1 日以後に事業開始した場合の申告については 65 歳以上が非課税対象です。）

(ア) 毎月 1 日～月末分をその月の 15 日に支払う場合



(イ) 毎月 16 日～翌月 15 日までの分を翌月 15 日に支払う場合

